


名 称	能美市ごみ集積場設置補助金交付要綱（抜粋）
目 的	町会・町内会によるごみ集積場の設置に対する補助金の交付
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町会・町内会がごみ集積場を設置（新設・更新）する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。</li> <li>2. ごみ集積場の新設は、設置するごみ集積場への持込世帯が25世帯以上の場合に限る。更新の場合は、設置から概ね10年以上経過し、腐食が著しいもの又は収納容量が不足しているものを対象とする。</li> <li>3. 補助を受けようとする町会・町内会は、着工前に補助金交付申請書を市に提出しなければならない。</li> </ol> <p>(集積庫の規格)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集積庫は、次に掲げる基準を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者及び収集業者によるごみの出し入れに際し、開閉が容易で、かつ、内部が見通せるもの</li> <li>(2) 堅固な材料で、地面等に固定することができ、強風等に耐えうるもの</li> </ol> </li> </ol> <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助金の額は、ごみ集積場設置に要する経費の2分の1に相当する額とし、補助金上限額を150,000円とする。ただし、市外事業者を利用した場合は補助金上限額を75,000円とする。</li> <li>2. 補助金の額は、100円未満を切り捨てるものとする。</li> </ol> <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>	
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい	
<p>【URL】</p> <p><a href="https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1157">https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1157</a></p>	<p>【QRコード】</p> 

※平成17年2月1日から施行  
※令和7年4月1日改正